

第1 監査の対象

プロポーザル方式による契約について

第2 監査の期間

令和6年9月10日から令和7年2月28日まで

第3 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に基づき原則として一般競争入札により締結することとされており、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項に該当するときに限り随意契約を締結することができる。また、随意契約の一つとして、専門的な技術、創造性や経験等が求められる業務においては、価格の比較だけでなく企画や技術的な提案等が最も優れた者を相手方とするプロポーザル方式による契約があり、同方式は事業者の提案等を評価し契約の相手方とすることから、その手続きの透明性、公正性、客観性の確保が特に重要であるといえる。

本市では、システム開発を始め調査研究や事業提案等においてプロポーザル方式の採用が見られ、総務部契約管理課が発行する「公募型プロポーザル方式の基本的な実施フロー」を参考に各部局においてその手続きが行われている状況である。

そこで、本市におけるプロポーザル方式による契約の事務が適切に行われているかについて、採用理由、審査基準の設定、契約手続き及び仕様書への反映等の項目を主眼に監査を行った。

第4 監査の方法

本市におけるプロポーザル方式による契約について、次のとおり対象及び主な着眼点を設定して監査を行うこととし、監査の実施に当たっては、各部局へ調査票の提出及び担当職員の説明を求めた。

<対象>

各部局において令和3年度から令和5年度までの期間にプロポーザル方式により事業者を選定した契約に係る事務を対象とした。

<主な着眼点>

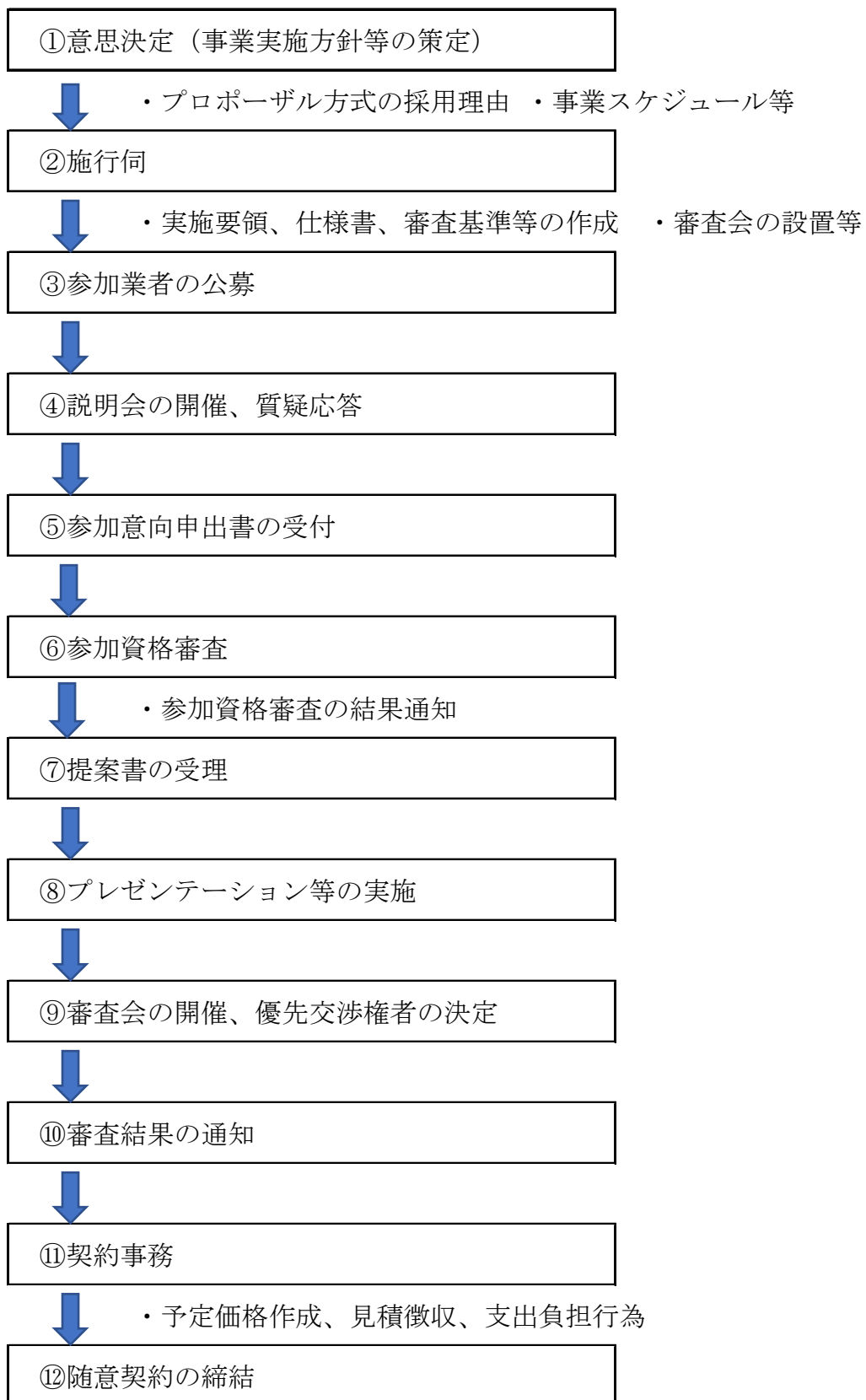
- 1 プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由は明確であるか。
- 2 事業者選定及び契約事務の手続きは適正に行われているか。
- 3 契約に当たり事業者の提案を反映しているか。

第5 監査の結果

1 プロポーザル方式による契約の概要

プロポーザル方式による契約は、事業者企画や技術的な提案等を求め、価格の比較だけでなく企画内容や業務遂行能力等の審査を行い、最も優れた者を優先交渉権者として選定し、その者と契約を締結する方法である。契約の手続きにおいては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」を適用し、優先交渉権者から見積書を徴収し随意契約を締結することとなる。

本市のプロポーザル方式における契約の事務の流れは、「公募型プロポーザル方式の基本的な実施フロー」によると、おおむね次のとおりであった。



(1) プロポーザルの実施状況

令和３年度から令和５年度までの期間にプロポーザル方式により事業者を選定した契約は、次のとおりであった。

ア 部局別契約件数

(単位：件)

部 局	実 施 年 度			計	構成比 (%)
	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
企画経営部	1	2	2	5	8.1
D X 推進部	2	1	3	6	9.7
市民生活部	1	2	3	6	9.7
健康福祉部	5	7	11	23	37.1
こども未来部	1	2	3	6	9.7
環境部	0	1	0	1	1.6
産業部	2	2	0	4	6.4
まちづくり推進部	3	4	1	8	12.9
市民病院事務局	0	0	1	1	1.6
教育委員会事務局	0	0	2	2	3.2
合 計	15	21	26	62	100.0

※部局は令和６年４月１日現在。令和６年４月１日現在当該業務を所管している課等が属する部局に分類した。

契約件数は 62 件であり、「健康福祉部」が 23 件(37.1%)で最も多く、次いで「まちづくり推進部」が 8 件(12.9%)であった。なお、「健康福祉部」については、同様の業務内容で地区ごとに発注したものが含まれている。また、市全体の契約件数は年々増加している。

イ 業務内容

※複数回答あり(比率は契約件数 62 件に対するもの)

業 務 内 容	件数	比率(%)
福祉サービス	18	29.0
各種計画の調査、立案等	15	24.2
情報処理システムの開発等	13	21.0
統計・調査	5	8.1
映像・印刷物製作	4	6.5
催事、イベントの企画、運営等	3	4.8
職員の研修、健康診断等	1	1.6
その他	9	14.5

業務内容は、「福祉サービス」が18件(29.0%)で最も多く、次いで「各種計画の調査、立案等」が15件(24.2%)であった。「その他」は業務の管理運営委託に係るもの等であり、多岐にわたっていた。

ウ 契約金額(税込)別件数

金 額	件数	構成比(%)
300万円以下	18	29.0
300万円超 1,000万円以下	31	50.0
1,000万円超 1億円以下	9	14.5
1億円超	4	6.5
合 計	62	100.0

契約金額は「300万円超 1,000万円以下」が31件(50.0%)で最も多く、次いで「300万円以下」が18件(29.0%)であった。

2 着眼点別の調査結果

着眼点別の調査結果は、次のとおりである。

なお、特に改善や検討が必要と考えられる点については、**ゴシック体**で表記した。

＜着眼点１＞ プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由は明確であるか。

(1) プロポーザル方式とする意思決定及び採用した理由について

ア 意思決定(事業実施方針の策定等)を行った方法

項 目	件数	構成比(%)
起案文書や施行伺による決裁	62	100.0
特になし	0	0
合 計	62	100.0

イ 採用した理由

※複数回答あり(比率は契約件数62件に対するもの)

項 目	件数	比率(%)
高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため	50	80.6
提案内容や価格、市の現状を踏まえた総合的な観点から事業者を選定するため	28	45.2
事業者からの自由な提案を求めた方が優れた成果が期待できるため	22	35.5
創造性やデザイン力を必要とするため	7	11.3

プロポーザル方式による契約とした意思決定については、すべての契約において起案文書や施行伺により行われていた。また、プロポーザル方式を採用した理由としては、「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」が最も多かった。しかし、一部の契約において、プロポーザル方式を採用する具体的な理由が起案文書や施行伺に明記されていないものがあった。

プロポーザル方式を採用するに当たっては、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適しないと認められる具体的な理由を起案文書や施行伺に明確に記す必要がある。

＜着眼点２＞ 事業者選定及び契約事務の手続きは適正に行われているか。

(1) 事業者選定手続き

ア 事業者の募集

(7) 実施要領(募集要領)の策定

項 目	件数	構成比(%)
策定した	62	100.0
策定していない	0	0
合 計	62	100.0

(イ) 実施要領(募集要領)の策定期間

項 目	件数	構成比(%)
意思決定時(起案文書や施行伺等による事業実施方針の策定時)	60	96.8
意思決定後(起案文書や施行伺等による事業実施方針の策定後)	2	3.2
合 計	62	100.0

意思決定後の2件はいずれも募集開始前までに策定されていた。

(ウ) 募集方法

項 目	件数	構成比(%)
公募型	50	80.6
指名型	12	19.4
合 計	62	100.0

(ウ)-1 周知方法(公募型のみ)

※複数回答あり(比率は公募型50件に対するもの)

項 目	件数	比率(%)
公告	2	4.0
市ホームページへの掲載	50	100.0
その他	7	14.0

その他7件は一般財団法人全国地域情報化推進協会^{※1}ホームページ等への掲載であった。

※1 一般財団法人全国地域情報化推進協会とは、国や自治体と連携し、自治体業務システムに係る標準化の推進等を通じて地域情報化を促進することを目的とした協会

(ウ) - 2 募集(周知)期間(公募型のみ)

項 目	件数	構成比(%)
7日以上14日未満	6	12.0
14日以上21日未満	19	38.0
21日以上28日未満	12	24.0
28日以上	13	26.0
合 計	50	100.0

(ウ) - 3 応募者数(公募型のみ)

項 目	件数	構成比(%)
1 者	21	42.0
2 者	12	24.0
3 者	6	12.0
4 者	4	8.0
5 者以上	7	14.0
合 計	50	100.0

(エ) 限度額の提示

項 目	件数	構成比(%)
提示した	57	91.9
提示していない	5	8.1
合 計	62	100.0

(オ) 説明会の開催

項 目	件数	構成比(%)
開催していない	56	90.3
個別に説明した	6	9.7
全体説明会を開催した	0	0
合 計	62	100.0

(カ) 質問の受付

項 目	件数	構成比(%)
受付した	60	96.8
受付していない	2	3.2
合 計	62	100.0

(カ)-1 質問の回答方法(質問を受付した場合のみ)

※複数回答あり(公募型総数50件、指名型総数12件)

項 目	公募型 件数	指名型 件数
市ホームページへの掲載	35	0
参加業者(提案者)すべてへ通知	12	12
質問者のみへ通知	8	0
質問がなかった	4	0

公募型プロポーザル方式において、広く周知するための市ホームページへの掲載がなく参加業者(提案者)への通知にとどめているものがあつた。

イ 参加資格審査

(ア) 参加資格審査の実施

項 目	件数	構成比(%)
参加資格審査を行った	50	80.6
参加資格審査を行っていない	12	19.4
合 計	62	100.0

参加資格審査を行っていない契約は、すべて指名型プロポーザル方式を採用したものであつた。

(ア)－１ 審査者(参加資格審査を行った場合のみ)

項 目	件数	構成比(%)
職員による審査	46	92.0
審査会等において審査	4	8.0
合 計	50	100.0

(ア)－２ 審査方法(参加資格審査を行った場合のみ)

項 目	件数	構成比(%)
参加資格要件を具備する書類等を提出させて審査	47	94.0
誓約書のみを提出させて審査	3	6.0
合 計	50	100.0

参加資格審査については、一部の契約において誓約書のみを提出させて審査していたものがあった。参加資格の有無は契約を締結する上で重要なものであることから、その審査方法について検討する余地がある。

(ア)－３ 審査結果の報告(参加資格審査を行った場合のみ)

項 目	件数	構成比(%)
結果を決裁により上司に報告した	40	80.0
結果を報告していない(※口頭による報告を含む)	10	20.0
合 計	50	100.0

参加資格審査の結果について、決裁により上司に報告していないものがあつた。

(ア)－４ 審査結果通知(参加資格審査を行った場合のみ)

項 目	件数	構成比(%)
文書にて通知した	26	52.0
通知していない	20	40.0
口頭にて通知した	4	8.0
合 計	50	100.0

参加資格審査の結果を事業者に通知していないものがあった。

ウ 審査会及び審査基準

(ア) 審査基準の設定

項 目	件数	構成比(%)
設定した	62	100.0
設定していない	0	0
合 計	62	100.0

(イ) 提案価格の設定

項 目	件数	構成比(%)
審査項目に提案価格を含めた	50	80.6
審査項目に提案価格を含めなかった	12	19.4
合 計	62	100.0

審査項目に提案価格を含めるか否か等について、十分検討する必要がある。

(ウ) 最低基準点^{※2}の設定

項 目	件数	構成比(%)
設定した	45	72.6
設定していない	17	27.4
合 計	62	100.0

※2 審査の結果、この基準点に達しない場合は優先交渉権者とはならない。

最低基準点を設定していないものがあった。要求する業務の品質を確保するためには最低基準点を設定することについて検討する余地がある。

(エ) 審査基準の公表

項 目	件数	構成比(%)
審査前に公表した	51	82.3
公表していない	11	17.7
審査後に公表した	0	0
合 計	62	100.0

審査基準を公表していないものがあつた。透明性及び公正性が確保されるだけでなく参加業者による企画提案書がよりの確に作成されることが期待できることから、審査基準を事前に公表することについて検討する余地がある。

(オ) 審査会等の設置

項 目	件数	構成比(%)
設置した	62	100.0
設置していない	0	0
合 計	62	100.0

(カ) 審査会等設置要綱等の策定

項 目	件数	構成比(%)
策定した	62	100.0
策定していない	0	0
合 計	62	100.0

(キ) 審議事項

※複数回答あり(比率は審議会等を設置した62件に対するもの)

項 目	件数	比率(%)
提案書の審査に関すること	62	100.0
審査基準に関すること	7	11.3
参加業者の参加資格に関すること	6	9.7
実施要領(募集要領)に関すること	4	6.5

(ク) 委員構成

項 目	件数	構成比(%)
本市職員のみで構成	60	96.8
本市職員及び外部委員で構成	2	3.2
合 計	62	100.0

(ケ) 委員数

項 目	件数	構成比(%)
4 人以下	29	46.8
5 人	19	30.6
6 人	6	9.7
7 人	5	8.1
8 人以上	3	4.8
合 計	62	100.0

(コ) 委員の公表

項 目	件数	構成比(%)
公表していない	61	98.4
審査前に公表した	1	1.6
審査後に公表した	0	0
合 計	62	100.0

エ 提案書の審査

(7) 提案者数

項 目	件数	構成比(%)
1 者	26	41.9
2 者	15	24.2
3 者	8	12.9
4 者	5	8.1
5 者以上	8	12.9
合 計	62	100.0

(i) 提案者名の取扱い

項 目	件数	構成比(%)
提案者名を伏せて審査	51	82.3
提案者名を明らかにして審査	11	17.7
合 計	62	100.0

(ウ) 審査方法

項 目	件数	構成比(%)
書類及びプレゼンテーション審査	39	62.9
書類審査のみ	20	32.3
プレゼンテーション審査のみ	3	4.8
合 計	62	100.0

(エ) 審査結果通知

項 目	件数	構成比(%)
文書にて提案者全員に通知	62	100.0
文書にて優先交渉権者にのみ通知	0	0
合 計	62	100.0

(オ) 審査結果の公表

項 目	件数	構成比(%)
公表した	46	74.2
公表していない	16	25.8
合 計	62	100.0

(2) 契約事務手続き

ア 予定価格の設定

項 目	件数	構成比(%)
設定した	59	95.2
設定していない	3	4.8
合 計	62	100.0

イ 優先交渉権者からの見積書の徴収

項 目	件数	構成比(%)
徴収した	59	95.2
徴収していない	3	4.8
合 計	62	100.0

予定価格を設定しておらず、優先交渉権者から見積書を徴収していない3件は、物品の無償提供を受けるものや土地を固定資産税路線価に基づき貸し付けるものであり市の支出を伴わないものであった。予定価格の設定や見積書の徴収に係る事務は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)に基づき適正に行わなければならない。

<着眼点3> 契約に当たり事業者の提案を反映しているか。

(1) 仕様書への提案内容の反映

項 目	件数	構成比(%)
提案内容をすべて反映した	30	48.4
提案内容を反映していない	26	41.9
提案内容を一部反映した	6	9.7
合 計	62	100.0

提案内容を反映していない契約の多くは、仕様書に反映させる提案がなかったものであった。

(2) 翌年度以降の同業務契約の有無

項 目	件数	構成比(%)
実績あり	45	72.6
実績なし	17	27.4
合 計	62	100.0

(2)-1 翌年度以降の契約方法(実績ありの場合のみ)

項 目	件数	構成比(%)
改めてプロポーザル方式としたもの	22	49.0
初年度にプロポーザル方式により契約した事業者と随意契約としたもの	20	44.4
競争入札としたもの	1	2.2
長期継続契約としたもの	2	4.4
合 計	45	100.0

第6 意見

プロポーザル方式による契約について、「プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由は明確であるか」等を主な着眼点として調査したところ、「第5 監査の結果」で示したように一部に改善や検討を要する事項が確認された。また、調査結果からはプロポーザル方式による契約の事務手続きにおいて全庁的に統一された運用がなされていない状況が見受けられた。

については、次のとおり意見をまとめたので、これを参考に適切に対応されたい。

1 プロポーザル方式を採用する理由について

プロポーザル方式による契約とする意思決定については、すべての契約において起案文書や施行伺により行われていた。また、調査結果ではプロポーザル方式を採用した理由として、「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」が多く挙げられていた。しかし、一部の契約において、プロポーザル方式を採用する具体的な理由が起案文書や施行伺に明記されていないものがあった。プロポーザル方式は一般競争入札により契約の相手方を選定するという地方自治法の原則の例外的な手法であるため、同方式を採用するに当たっては、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適しないと認められる具体的な理由を起案文書や施行伺に明確に記し、透明性及び客観性の確保に努めることが重要である。

2 審査基準について

審査基準について、提案価格を審査項目として設定したもの、設定していないもの、いずれの取扱いもあった。プロポーザル方式は企画や技術的な提案等が最も優れた者を選定する目的で行うものであることから、審査項目に提案価格を設定するか否か、また、設定する場合には、価格の評価方法や総評価点に対する価格評価点の割合をどのようにするか等について十分検討する必要がある。

そのほかに最低基準点を設定していないものや審査前に審査基準を公表していないものがあった。最低基準点の設定がなければ、要求する業務の品質が確保されないことが懸念され、特に参加業者が1 者の場合は、その選定の妥当性も問われることになる。また、審査基準を事前に公表することは、透明性及び公正性を確保するだけでな

く、参加業者による企画提案書がよりの確に作成されることが期待できる。これらのことから、最低基準点を設定することや、特段の理由がある場合を除いては審査前に審査基準を公表することが望ましい。

市政運営においては、社会情勢や市民ニーズの変化によりますます複雑化する行政課題に対応するために、プロポーザル方式による契約の有用性はこれからも高まるものと考えられる。ついては、透明性、公正性、客観性を確保する観点から、プロポーザル方式に対する本市の基本的な考え方や具体的な手順等を定め、全庁的に統一された運用を図り、もって高度な技術力、企画力、専門性等を最大限に活用した質の高い行政サービスが提供されることに期待するものである。